

日本の犯罪報道における女性

—女性被害者・女性被疑者—

しかた ゆみ
四方 由美*

はじめに—犯罪報道をめぐる議論 および本稿の視座と目的

犯罪報道に関する議論としては、まず匿名報道か実名報道かの議論がある。匿名報道主義を唱える浅野（1984, 2004）は、犯罪報道における人権侵害を問題視し、有罪が確定するまでは無罪である被疑者を犯人扱いするメディアの現状を批判した上で、これらの現状を改善するために、権力犯罪を除く犯罪関係者の匿名報道が最善の方法として提案している。

また、五十嵐（1991）は、ニューヨークタイムズと朝日新聞の犯罪報道の扱い方について分析比較し、犯罪事件についての記事が大きく、そして繰り返して報道されるのは、いわば日本の犯罪報道の体質そのものであると述べる。さらに、犯罪報道の中の事件報道を発生、捜査、裁判の3つに分類し、日本の犯罪報道は、捜査報道が最も多いと結論付ける。「裁判で有罪が確定するまでは無罪とみなされる」という無罪推定の法理があるが、捜査段階で被疑者を実名で報道すれば、有罪と見なされていないにもかかわらず、社会は被疑者が有罪であるかのように認識してしまうという。

これらは、日本の犯罪報道が「容疑者＝犯人」という扱いで伝えてしまういわゆる犯人視報道への問題提起と言える。一度犯人扱いされてしまうと、無罪になった場合

にも信頼回復が困難であるだけでなく、世論や裁判への影響も懸念されるからである。加えて、被害者の場合も個人情報の保護とプライバシーの侵害という観点からも犯罪報道は問題を孕んでいる。

一方、権力の監視機能、知る権利、表現の自由という観点、および報道することが犯罪の抑止力につながるという見方からは、むしろ、従来の犯罪報道は規制されるべきではないという見方が成り立つ。しかし、犯罪報道による報道被害こそが報道規制につながるとの懸念もある。浅野（1984, 2004）は、オンブズ・パーソン制度を提唱し、これらの機能を持ち合わせた上での匿名報道を提案している。

犯罪報道において女性が報道される場合、前述のような犯罪報道の問題に加えて女性が報道される場合の特徴が重なる。つまり、犯罪報道が従来抱える問題にジェンダーの側面からの問題が加わるのである。

四方（1996）は、具体的な事件の新聞報道の分析を行い、犯罪報道において女性が報道されるとき、被疑者の場合も被害者の場合も、女性特有の報道のされ方であること、それは性規範の伝達につながることを指摘してきた。

さらに約10年を経て比較を行い、その傾向に大きな変化はないこと、インターネット情報の流出など近年のメディア状況の変化に伴い問題がより深刻になっていること

*（財）アジア女性交流・研究フォーラム2010年度客員研究員、宮崎公立大学准教授

を指摘した(四方 2007)。

本稿では、犯罪報道において女性が報道される場合の近年の特徴の整理、およびこれらの報道の背景と配慮すべき問題に関する考察を行い、日本のメディアが伝える女性被害者・女性被疑者の問題にアプローチする手掛かりとしたい。

1. 新聞の犯罪報道における女性被害者の描かれ方

(1) 女性被害者の描かれ方

矢島(1991)は、犯罪報道における被害者の分析を行い、女性被害者は男性被害者と比べ報道される率が高いと指摘する。犯罪報道は社会的弱者への犯罪という攻撃や迫害に対する新聞の社会的使命から導かれたところのニュース価値だけでなく、ある種の「楽しみ」的要素を含んでおり、子どもや女性が被害者である方が話題の提供という点でニュース価値が高いとされているところに要因があるという。

また、四方(1996: 90-91)は、「セクシュアリティに関わる事件の被疑者がとりわけセンセーショナルに扱われる」と指摘し、女性特有の特徴を検討するために強姦事件について特徴を検討した。その特徴は、①落度を問われる、②容姿に言及される、③生活の様子、男性関係、交友関係に言及される、の3点である。強姦事件の被害者は報道において、「なぜ付いて行ったのか」「なぜ逃げなかったのか」と落度が強調され、被害者にも非があったと読者に思わせるような表現が使われる。また、「美人ホステス」「美人OL」など職業と容姿についての興味本位な見出しが使われがちであった。さらに好奇的になりやすい異性関係や素行に言及した記事も多い。

小玉・中・黄(1999)は、東京電力女性

社員殺人事件(1997年)と学習院大男子学生殺人事件(1997年)の報道を分析し、女性が被害者の場合は、男性が被害者の場合と比べて、プライバシーの侵害が著しいとする。女性被害者が売春を行っていた東京電力女性社員殺人事件の報道では、被害者の性に関して大きく取り上げ、女性の身体を商品として扱う傾向があることを指摘する。一方で、学習院大男子学生殺人事件の男性被害者は、風俗にかかわるアルバイトをしていたが、性を大きく取り上げられることはなかった。犯罪報道においては、女性のニュース価値が高く、女性被害者に対する性規範が厳しいことがわかる。

さらに四方(2007)は、女子高生コンクリート詰め殺人事件(1989年)と岐阜中学2年生女子殺害事件(2006年)の新聞報道を比較して、変化がない点として、①女性被害者の実名報道、②女性被害者の異性関係を強調し、落ち度を問う報道の2点を指摘した。両事件とも、被害者は実名、時に顔写真付きで報道され、学校名や住所についても報道されている。また、両事件の被害者は異性関係について言及され、そのことが犯罪に巻き込まれた原因であるかのような書かれ方をされている点で、被害者の落ち度を問う報道となっている。一方、変化があった点として、①ブログの公開、②原因を社会背景に求める論調、を指摘した。

2つの事件を比較すると、女子高生コンクリート詰め殺人事件には見られなかった情報源として、岐阜中2女子殺害事件の報道では、被害者本人の書いたブログ(日記風サイト)の内容を伝えた点がある。ブログに掲載されていた被害者の日記を伝えた記事の多くが、被害者の異性関係の部分を引用していることが特徴的である。その結果、被害者の意図しないところでプライバシーが暴露され、交際トラブルがあったか

のように伝わった。また、事件現場である夜中に若者がたむろする空き店舗を抱える住宅街に関する言及は、事件の原因を社会的な背景に求めようとするものであったが、そういう場所に入出入りする不良の若者たちを強調した点で、被害者に非があったように読者に伝える側面もあった。

インターネット情報を引用する記事や社会的な要因に言及する記事などの変化は、詳細な情報から被害者の落ち度を推測させるなど、女性被害者への報道被害をさらに深刻にする結果となっていることがわかる。

(2) 女性被害者の描かれ方—近年の傾向

福岡3女性殺害事件（2004年）、舞鶴女子高校生殺害事件（2008年）、京都教育大準強姦事件（2009年）、千葉女子大生殺害放火事件（2009年）の新聞報道を分析し、近年の女性被害者の描かれ方の傾向を考察する⁽¹⁾。

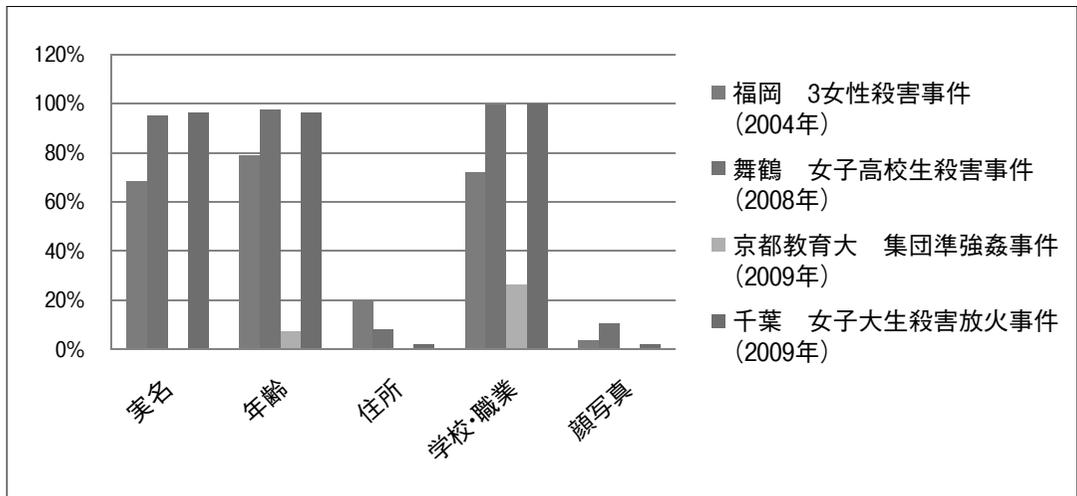
図1は、女性被害者のプライバシーに関する情報として、実名、年齢、住所（市よ

りも詳しいもの）、学校あるいは職業（大学生、専業主婦も含む）、顔写真の掲載があったかどうかを示したものである。被害者死亡事件の場合は、多くの記事が実名、年齢、職業などのプライバシーに言及していることがわかる。

これらに加えて、舞鶴女子高校生殺害事件は、事件発覚当初、発見時衣服を身につけていなかったことを強調された上、生前の服装を詳しく各紙に報道された。赤いかばん、キャミソール、6センチのミュールなど派手な服装であったと印象付けられた⁽²⁾。その他、過去深夜に警察に保護されたことや、被害者のブログやプロフの内容が掲載されるなど個人情報が報道された。千葉女子大生殺害放火事件では、被害者の経済状況、大学でのゼミの様子、卒業論文のテーマ、旅行に行く予定などが報道されている。

京都教育大準強姦事件は、実名、住所、顔写真などはなく被害者のプライバシーに配慮した報道となっているが、「被害女性も一気飲みをしていた。ダービーゲームで酒を飲んでいた。」（読売新聞2009年6月7日）

図1 女性被害者のプライバシーに関する情報



(出典) 筆者作成。

という記述、被害者を中傷するインターネット上の書き込みを紹介し、結果的に中傷内容が報道されたことなど、被害者の落ち度を推測させることになったと言える。

一方、福岡3女性殺害事件は、被疑者のある種通り魔的な犯行と位置付けられた報道で、被害者らの私生活を暴露するような記事は見られなかったが、被害者が真面目な人だったと強調されることから、性のダブルスタンダードを読み取ることができる⁽³⁾。

女性被害者は、実名、住所、年齢、学校や職業などを報道され、顔写真も大きく掲載される場合がある。未成年の被疑者のプライバシーは保護される一方で、被害者のプライバシーは考慮されない。事件報道の在り方についてさまざまな議論がある中、報道はプライバシーに配慮する方向に変化しつつある。しかし、被害者のプライバシー保護についてはまだ十分でないだけでなく、新しい情報源の出現によってさらなる侵害も懸念される。

2. 新聞の犯罪報道における女性被疑者の描かれ方

(1) 女性被疑者の描かれ方

女性が被疑者として報道される際に多いのは子殺し事件である。1972年から1975年にかけて、子殺し報道が続いた時期の新聞において、「母性喪失」「母親失格」「無責任ママ」(朝日新聞1973年2月24日)という言葉が用いられ、「赤ちゃん殺し相次ぐ、残酷! 未婚の母石膏詰め自供、勤めの邪魔になって」(読売新聞1972年10月5日)など、センセーショナルな見出しが多かった(四方1996: 88-89)。

子殺しの背景には、子育ての孤立化にともなう責任の重圧や、子育て中の就労の困難さ、経済的な問題などがあると考えられ

ているが、報道では母親の非情さが強調されることが多い。子殺しの報道では女性の役割、特に母性の喪失について問題視しているものが現在でも多く見られる。母性を強調し、母親役割を逸脱した女性を紙上で非難することは、「犯罪報道を通して性役割を示し、強化する効果を持つ」(細井・四方1995: 31)と考えられる。

また、事件の種類に関係なく、女性は容姿や職業に言及される傾向にある。特に水商売などを職業としていた女性の場合は、それを集中的に報道されがちである。「赤い口紅にアイシャドーをし髪を染めていた」(朝日新聞1980年7月4日)などである。一方、男性は容姿に言及されることがあまりない。小玉・中・黄(1999)は、学習院大男子学生殺人事件報道の分析から、被害者男性より加害者女性はより詳細に報道されたと結論付けた。加害者女性が風俗店で働いていたことを強調する記述がなされ、加害者である女性を雑誌の「性の商品」としてとらえた報道が見られたと指摘する。事件の加害者という立場から被疑者は、よりネガティブな情報を伝えられることに加えて、被害者よりプライバシーを侵害されると言える。

四方(1996)は、女性被疑者の報道の特徴として、①母性を問われる、②家事・育児ぶりに言及される、③容姿に言及される、④性関係に言及される、の4点を指摘した。また、四方(2007)は、巣鴨子ども置き去り事件(1988年)と秋田連続児童殺害事件(2006年)の新聞報道の比較を行い、変化していない点として、①女性被疑者の実名報道、②ひどい母親ぶりを強調される女性被疑者の2点を指摘した。

巣鴨子ども置き去り事件の報道では、全紙が被疑者である女性の実名を掲載し、顔写真を掲載した新聞はないものの各紙とも

住所、年齢を公表し、特に読売新聞においては逮捕の時点で実名、呼び捨てで報道された（四方 1996）。一方、秋田連続児童殺害事件は、容疑者呼称であるものの、分析対象とした全紙で被疑者の実名が報道された。顔写真を掲載する紙面もあり、いずれも被疑者のプライバシーには配慮されていない。

また、家事や育児をしないことに関する記述や愛人関係の強調など、母親としての責任を果たさない母親失格の烙印を押すような報道は、2つの事件ともに見られ、子どもの父親の責任に言及した記事が無いことも共通していた⁽⁴⁾。

(2) 女性被疑者の描かれ方—近年の傾向

渋谷夫殺害遺体切断事件（2007年）、福岡小学校1年生男児殺害事件（2008年）、宮崎乳児虐待死事件（2009年）、大阪2幼児放置死事件（2010年）の新聞報道を分析し、近年の女性被害者の描かれ方の傾向を考察する⁽⁵⁾。

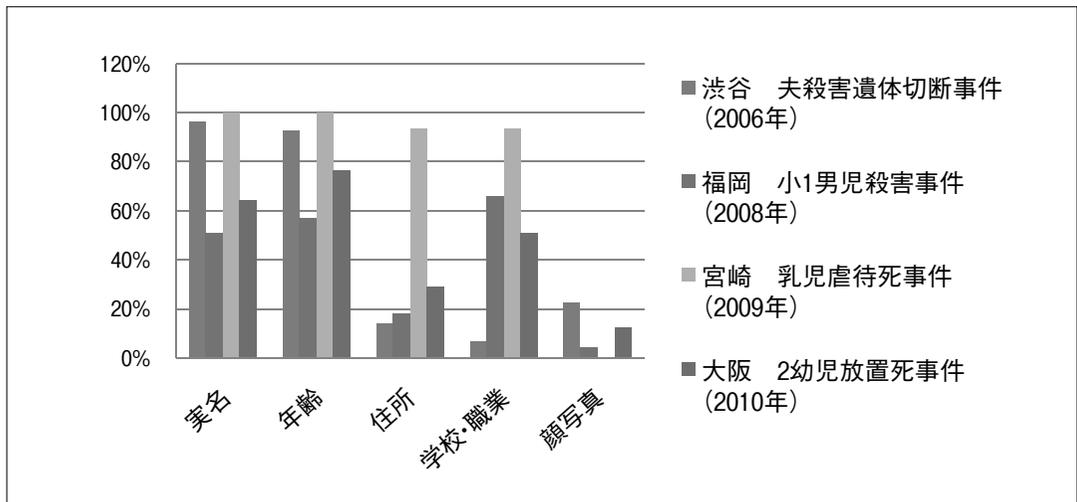
図2は、女性被疑者のプライバシーに関

する情報として、実名、年齢、住所（市よりも詳しいもの）、学校あるいは職業（大学生、専業主婦も含む）、顔写真の掲載があったかどうかを示したものである。多くの記事が実名、年齢、職業などのプライバシーに言及していることがわかる。

渋谷夫殺害遺体切断事件は、被疑者が夫からの暴力（身体的暴力や浮気）が殺害の動機であると主張しているのに対し、「結婚後も別の男性と関係が続け」（読売新聞2007年12月20日）と被疑者の身勝手さを強調し、裁判報道においても「ついに心からの謝罪はなく」（毎日新聞2008年4月28日）とされている。被疑者は夫のドメスティック・バイオレンス（DV）について専門窓口相談し、支援を受けた経歴があったが、DV被害者として扱う報道は皆無であった。

福岡小1男児殺害事件は、逮捕前から被疑者の実名や住所を掲載していた新聞もあり（朝日新聞; 読売新聞）、逮捕後は実家の住所も掲載されている（読売新聞）。「母親なのに」という点が強調される論調が続く

図2 女性被疑者のプライバシーに関する情報



(出典) 筆者作成。

が、被害男児が発達障害だったことが明らかにされると、同情的な論調に転じる。しかし、それと同時に、「(障害への支援を)なぜ相談しなかったのか」が責められることになり、当事者に支援が届いていないことを指摘した紙面はわずかであった。

宮崎乳児虐待死事件も「母親なのに」という論調は同様である。被疑者は行政窓口や精神科に育児への不安を相談していたが、そこで自ら支援を求めなかったことが裁判報道では責められた。また、乳児の死因は頭部打撲であるにもかかわらず、アイロンを押しあてた虐待の様子が繰り返し報道された。

大阪2幼児放置死事件は、被疑者が風俗関係で働くシングルマザーである点が殊更とりあげられ、「ホストクラブが楽しくて」(読売新聞2010年8月1日)など男性関係も強調された。また、被疑者は、ミクシィに「ママは幸せ」と書きこんでいたことから、子ども置き去り行為とのギャップについてセンセーショナルに報道された(毎日新聞2010年8月2日)。

このように被害者と同様に、女性被疑者もまたプライバシーを侵害されている。被疑者は事件の加害者(=犯人)とみなされ、被害者よりもさらに詳細に私的な情報が伝えられる傾向にある。加えて被疑者の場合、性役割に関してネガティブな側面からの情報が多く報道される傾向も見られる。しかしながら、性役割やジェンダー規範が孕む問題が彼女らの犯罪行為の背景にあったとしても、その点に言及する報道はほとんどなく、あったとしても被疑者の立場を代弁するには至っていないと言える。

3. 日本の犯罪報道における女性被害者・女性被疑者

(1) 報道される女性への負のサンクション

(a) 裁かれる側に転じる被害者

性犯罪事件の女性被害者の報道においては、被害者にスキがあった、被害者の方から誘ったなどと、悪かったのは被害者であるとするアダムとイブ症候群や強姦神話の言説が見て取れる。

例えば、女子高生コンクリート詰め殺人事件は、被害者の落ち度について言及された。舞鶴女子高校生殺害事件は、なぜ深夜にそんな所を歩いていたかを疑問視する報道が見られた。被害者が亡くなったことで、興味本位で被害者の家族や私生活などさまざまな情報が伝えられ、被害者の落ち度を読者に印象付けたと言える。

岐阜中2女子殺害事件では、被害者の落ち度を明確に問うものは見られなかったが、被害者の異性関係について詳細に伝えられた。複数の新聞が、被害者や被疑者の友人の話や、被害者のブログやプロフィールの内容など、プライバシーにかかわる情報を伝えた。また、被害者が事件現場となった元パチンコ店に出入りしていた、などの被害者の行動に関する記事も見られた。

これらの情報は、被害者側に非があると明確に書かなくとも、そのように読者が推測するような内容である。推理小説を楽しむように読者は「読み物」として事件報道を読み、被害者はそこで落ち度を問われる。このような傾向は、被害者に潔白性を求める強姦事件の裁判において、被害者が裁かれる側に転じてしまう構図と同じであり、背景には「強姦神話」や「性のダブルスタンダード」がある(細井・四方1995: 33)。被害者の潔白性に言及する報道は、

女性の性規範に対して厳しいと言える。

また、こうした報道は、被害者が裁かれる側に転じてしまう構図を作り出すだけでなく、加害者を免罪する視点を生みだす。例えば、子どもが被害者の場合に多く見られる性犯罪行為を「いたずら」と言い換える表現は、読者に加害行為を軽微なものと伝える可能性がある。さらに、被害者と加害者が「顔見知りであった」と報じるだけで、被害者の落ち度を推測させる。

被害が公になったとき、被害者が世間からバッシングされ二次被害を受けることが指摘されるが、報道もその1つである。被害者を裁く視線を提供し、報道が二次被害のきっかけを作り出すと言ってもよい。これは性犯罪に顕著である。

(b) 母性神話で断罪される被疑者

一方、女性被疑者の報道は、母性神話を強化する言説として機能すると言える。例えば、秋田連続児童殺害事件や宮崎乳児虐待死事件では、虐待行為についての情報が多く報道された。さらに、新聞紙面は、児童虐待そのものの問題についても同時に論じる場となった。しかし、児童虐待は虐待した当事者だけを責めればよいという性質のものではなく、むしろ、虐待の背景にどのような状況があったかが重要な点である。多くの紙面に見られたような、育児の孤立化、貧困など、加害者を追い詰める背景を追わずに当事者（被疑者）だけを責めるような報道は、被疑者の人権という観点からも、再発防止という観点からも大きな課題があると言える。

また、母親が虐待の加害者として報道されることが多い。2010年6月から8月にかけて全国紙3紙で報道された虐待加害者（被疑者）の女性は54%である⁽⁶⁾。しかし、2010年1月から6月期に児童虐待で摘発され

た保護者のうち女性は26%（男性69%）であり⁽⁷⁾、女性による虐待が記事になる傾向がうかがえる。これは、母親による虐待が増えているというイメージを増幅させている。

このような女性被疑者の報道を田間（2001）は、「記事の目的が事件報道ではない」とし、母性喪失と父親不在の物語として伝えられる事件の情報は、読者に母性神話を伝える結果になっていると指摘する。犯罪報道における女性の描かれ方の背景には、新聞報道における女性の扱われ方の特徴に加え、社会規範と密接にかかわる性に関する言説にそった記事づくりがあると考えられる。女性被害者・女性被疑者の報道に見られる、性規範に関する厳しい言及は、読者にどのような影響を与えるだろうか。

巣鴨子ども置き去り事件も大阪2幼児放置死事件も共に、子育てに無責任な母親という印象が強調された。ここでも母性神話、子育ては女性の役割という見方にそって報道されていることがわかる。このような報道が、さらに受け手のジェンダー認識を強化し、再生産することにつながるのではないだろうか。性役割・性規範を逸脱した女性を責めるまなざしは、翻って女性全体へのまなざしとなる。犯罪者として断罪される際に、性役割も同時に強調されて伝えられることの影響は大きい。

また、犯罪報道は、女性被害者の性関係に必要以上に言及し、報道する傾向にある。性関係の暴露や強調は、犯罪において被害者に非があったかのように伝わるだけでなく、プライバシーの侵害でもある。他方、犯罪の被害という場面で伝えられることは「魔女狩り」的な側面を持ち、女性の性に厳しい性規範が強化されると言えよう⁽⁸⁾。メディアが描く女性については、従来からジェンダー・バイアスが指摘されているが、犯罪報道はそれが色濃く見られる場である。

(2) 配慮すべき問題

(a) 慎重な新聞報道とインターネットにおける情報流出

これまで述べてきたように、女性被害者の報道には未だ多くの問題点があるが、近年の新聞報道においては、一部被害者を匿名で伝えるなど、当事者のプライバシーをえることに関して慎重な姿勢が見られる。こうした方向は、被害者の人権という観点から見ると、改善ととらえることができる。

ただしそこで、議論が必要な点は、被害者の匿名性を維持するために加害者を匿名で報道する場合である。このようなケースは、セクシュアル・ハラスメントなどの性犯罪事件に多い。加害者を匿名にすることは、一見、被害者の特定を防ぐために有効なようだが、先に述べたように性犯罪は、「被害者が悪かった」とする見方に容易に転じてしまう構図がある。加害者の匿名報道は、誰が何をしたか世間に知らされない状況で加害者は社会的制裁を受けず、一方被害者は、風説被害を受けながら、加害者からの報復におびえながら暮らさなくてはならない。結果として、被害者が不利益を被ることになるのである⁽⁹⁾。性犯罪の暗数が多くなる原因にもつながると言えよう。

また、事実のみを伝える客観的な報道を行う傾向も各社に見られる。しかしながら、報道内容がその事件について読者の認識に与える影響を考えると、新聞社が知り得た事実の中からどの事実を伝えるかが重要になる。読者は報道された事実から事件を構成する。被害者にも非があったと推測させるような結果にならないとは限らないからである。この点についての検証も必要である。

新聞報道が慎重になりつつあるのに比べて、インターネットによる情報はプライバシーの流出を加速させている。インター

ネットは、新聞報道の情報はもとより新聞が伝えない情報を伝えるメディアであり、誰もが発信者になることができることから、被害者・加害者の「知人」とされる者から真偽の定かでない情報が書き込まれる。

犯罪の女性被害者・女性被疑者に関する書き込みは、匿名での悪意ある情報であふれている。例えば、京都教育大準強姦事件では、「部屋に付いて行った被害者が悪い」「そもそもなぜ飲み会に参加したのか」「示談金目当て」など被害者を誹謗中傷する内容の書き込みが相次ぎ、犯罪の二次被害、三次被害を生んだ。また、舞鶴女子高校生殺害事件、大阪2幼児放置死事件のように、被害者自身のブログが新聞で伝えられるということもある。

インターネット情報の研究は分析対象とする範囲が広く、体系的に分析することが難しい面を持つが、報道被害という観点から、排除して考えることのできない状況となっている。犯罪報道がインターネット上でどのように扱われているか分析を行うことは重要な課題である。

(b) 裁判員制度導入により顕在化する問題点、および地方紙報道の負の側面

2009年5月から導入された裁判員制度以降、犯罪事件の裁判報道に変化が見られる。裁判員裁判の報道は、裁判員(=市民)と読者を同一化してとらえ、市民が参加する裁判として従来の裁判報道よりも市民にわかりやすい解説を旨としているようである。

わかりやすいことが評価される一方で、事件を単純化してとらえてしまうという弊害も起こる。裁判の争点になっている事柄以外のことは排除されてしまうため、深刻な背景(例えば、殺人の背景にドメスティック・バイオレンスが存在する場合など)が

見えにくくなってしまおうという問題がある。一方で、裁判の争点となっている事柄については非常に詳細に伝えるという偏りも見られる⁽¹⁰⁾。

性犯罪事件の裁判員裁判においては、被害女性が特定される恐れや、被害証言の心理的負担、市民感覚の裁判員による二次被害などが懸念されている。これらの点について報道する場合にも配慮が必要である。報道されることによる三次被害である。性犯罪は、道徳的問題や社会に対する犯罪とされてきたが、近年は被害者の心に回復困難な傷をもたらす犯罪と見なすように変化してきた。こうした変化を踏まえた上での報道が望まれる。

従来、犯罪報道においては、学者や司法関係者などいわゆる有識者のコメントを掲載することで、事件の解説や社会的背景とのかかわり、捜査方法などを説明すると同時に、有識者のコメントは記事に信憑性を持たせる役割を果たしてきた。この手法に加えて近年裁判員裁判の報道に多用されているのが、裁判員や裁判員候補者を含む市民のコメントである。

有識者のコメントを専門家の発言と位置付けるなら、一般市民のコメントは素人目線の発言である。事件の恐怖、加害者への批判、被害者への疑問など、市民の感覚で発言したことが記事になる。このような場面では、所属や氏名を公表される有識者であればしないであろう不用意な発言も比較的安易に掲載されてしまう。

女性被害者や女性被疑者へのコメントも例外ではない。新聞報道そのものが慎重になった反面、市民のコメントにおいて彼女らの人権侵害が行われる場面が散見される。知人の証言についても同様に、知人を通じてのプライバシーの侵害はより具体的に深刻である。

また、事件発生地域の地元地方紙の報道は全国紙のそれより記事数、報道量共に多い。コラムや投書など事件報道以外の報道も多く、情報量が多くなる。読み手は、地元地域の地理的、文化的状況に詳しいことで、被害者・被疑者のプライバシーを知ってしまう確率も高い。報道の論調によって事件に先入観を持つ可能性も高いと言えよう。裁判員に選出される時点で記事を読んでいる場合、事件に対する印象や考え方に影響を与える可能性はないとは言えない。裁判員制度の施行において、地方紙の報道には負の側面があることにも配慮しなければならぬ⁽¹¹⁾。

(3) 報道改善に向けての可能性

(a) 被害者支援の立場からの動き

報道に対抗する動きとして、被害者支援の立場からの動きがある。女子高生コンクリート詰め殺人事件の報道に対しては、中山千夏氏を中心とする活動があった（中山ほか 1990, 1991）。彼女らは、被害者報道における人権侵害について、報道各社に対し具体的な抗議を行うなどの行動を取った。その結果、この事件については裁判報道以降、被害者のプライバシーに配慮した報道が行われた。この活動は、性犯罪事件の報道において女性被害者の人権に配慮すべきという論説の道筋をつくるひとつの流れをつくった。

2000年に全国犯罪被害者の会が結成された。犯罪被害者が社会の中で関心を持たれ、当事者による発言が受け止められる契機となった⁽¹²⁾。性犯罪の被害者自身が情報発信することにより、性犯罪被害者のおかれた状況や、報道被害の現状について広く訴える動きも起こってきている。

また、先にも述べたとおり、裁判員裁判

で性犯罪が審理されることに被害者や支援者の懸念が高まっており、性暴力禁止法を作ろうネットワークなどの市民団体が、性犯罪事件を裁判員裁判の対象から除外するよう最高裁や検察庁に要請している。地方においても各地方裁判所や地方検察庁に対して市民団体による要請が行われている。この動きは、性犯罪事件が裁判員裁判で審理されることに対する要請であるが、その報道とも大きくかわる。詳細な被害状況を明らかにする審理方法は、市民に性犯罪被害の深刻さを知らせるという面では評価されるが、被害者の負担は大きいからである。

(b) 報道する側の動き

報道する側に働きかける仕組みとして、放送メディアでは、放送倫理・番組向上機構（BPO）に置かれている放送人権委員会（BRC）において個別の犯罪報道に関する答申が出された実績がある。これらの動向は、北欧諸国などで運用されているオンブズ・パーソン制度の充実とともに注視していきたい⁽¹³⁾。

ここで、メディアにおける女性の送り手について述べたい。すでに指摘されていることであるが、日本はマス・メディア企業で働く女性の人数が少ない。新聞社の記者総数に占める女性の割合は、2007年で13.8%である（内閣府男女共同参画局2007）。なかでも決定権のある立場の女性はさらに少ない数字となっている。しかしながら、これは、年代を経て増加してきた結果の数字で、近年はデスク以上の職務に就く女性も登場し、送り手女性たちは個々に、時には連携しながら女性報道の改善を模索してきた。

2005年10月に行われた北京JAC+10では、女性記者たちの取り組みが具体的事例を紹介する形で報告された（四方2006）。

「女○○」「女性○○」「美人○○」など女性や女性の容姿を強調する表現や、「ご主人」「女房役」など性役割を強調する表現を不必要に使わない配慮をしていること、当初「桶川女子大生殺人事件（1999年）」と呼ばれていた事件を「桶川ストーカー殺人事件」に変更したこと、「女性医師を逮捕」ではなく「主治医を逮捕」と言い換えたことなど、性別を強調するカテゴリー表現への配慮が報告された。

こうした取り組みやその情報の共有は、女性の視点からの情報発信を促進させるだけでなく、複眼的な視点からの発信にもつながる。地方においても、九州の地方紙の女性記者がネットワーク「九州女性記者の会」をつくり、報道の在り方について意見交換を行うなどそれぞれ活動を行っている。報道する側からの問い直しによって、女性被害者・女性被疑者の報道のされ方も変化していく。放送分野では、女性放送者懇談会への働き掛けも有効であろう。

おわりに

近年、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、デートDV、ストーカー被害などの言葉や概念が社会に浸透した。従来、犯罪とされてこなかった事柄が、被害者に対する重大な人権侵害であり犯罪行為であると認識されたことで、女性被害者・女性被疑者へのまなざしに変化する可能性がある。

犯罪の背景や社会的要因について被害者の立場から指摘する報道も見られる。警察に相談していたにもかかわらず被害に至ったストーカー事件では、警察の責任を追及する他、この種の問題解決の難しさが指摘されるようになった。

加害者の被害者性に着目する言論も見ら

れる。橋（2009）や鎌田（2009）は、秋田連続児童殺害事件について被疑者が受けてきた虐待を明らかにしながら、被疑者自身の被害者性を指摘する。また、北村（2009）は、2005年に起きたインターネット殺人依頼事件について、殺人を依頼した妻と殺害された夫との間にドメスティック・バイオレンスがあったとし、被害者と加害者の逆転を指摘する。殺人犯として服役している女子受刑者の中にも、こうした状況にある者が複数存在するのではないかという。

女性による子どもの虐待に関しても認識が変化している。なかでもネグレクト（育児放棄）は、個人の心の問題や単なる無責任の問題としてではなく、ジェンダーの問題として考えるべきだと村田（2006）は指摘する。杉山（2004）のルポルタージュは、ネグレクト・マザーの形象と近代市民社会の諸規範との関連について考察している。

今後、こうした観点から被疑者を取り巻く状況が認識されていくと、女性被疑者へのセンセーショナルな非難報道に変化が見られるかもしれない。社会における認識の変化と報道とのかかわりについて知ることができるテーマであると考えられる。

本稿は、新聞の犯罪報道において女性被害者・女性被疑者が報道される場合の近年の特徴を整理し、さらに、それらの報道の背景と配慮すべき問題に関する考察を行った。後段はいくつかの側面から、女性被害者・女性被疑者の報道について改善の可能性について述べた。今後の研究において検証していきたい。しかしながら、一方で、本稿で述べてきたとおり従来の報道の問題点も依然存在している。これらについても継続して追証していきたい。

注

- (1) 分析対象としたのは、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の全国紙3紙で、期間と記事件数はそれぞれ次の通りである。福岡3女性殺害事件（2004年12月13日～2008年2月22日160件）、舞鶴女子高校生殺害事件（2008年5月8日～2010年5月8日301件）、京都教育大準強姦事件（2009年6月1日～2010年4月9日84件）、千葉女子大生殺害放火事件（2009年10月26日～2010年3月24日53件）。なお、分析結果は（財）アジア女性交流・研究フォーラム 2010年度客員研究員研究報告書（2011年3月刊行予定）に詳しく述べる。
- (2) 服装については、後に訂正された。
- (3) 2005年1月19日付西日本新聞では、「几帳面な女性だった。夜中に遊び歩くような人ではなかった」という被害者の知人男性のコメントを掲載している。
- (4) 秋田連続児童殺害事件においては、同被疑者が小学校1年生男児死体遺棄容疑で逮捕された時には見られなかった、母としての非道さや無責任さを取り上げた記事が長女殺害容疑で再逮捕された時点を境に急増する。同時に被疑者の性格に関する否定的な報道も増加した。「悲劇の母」から「殺人の被疑者」へというストーリー性が加わることで非難報道が激化した例と言えよう。
- (5) 分析対象としたのは、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の全国紙3紙で、期間と記事件数はそれぞれ次の通りである。渋谷夫殺害遺体切断事件（2007年2月1日～2010年7月7日107件）、福岡小1男児殺害事件（2008年9月19日～2010年7月30日149件）、宮崎乳児虐待死事件（2009年8月4日～2010年12月22日15件）、大阪2幼児放置死事件（2010年7月30日～8月30日114件）。なお、分析結果は（財）アジア女性交流・研究フォーラム 2010年度客員研究員研究報告書（2011年3月刊行予定）に詳しく述べる。
- (6) 分析対象としたのは、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の全国紙3紙で、虐待事件として報道さ

- れた延べ記事数をカウントした。両親による虐待など被疑者が男女両方の報道は、男女ともにカウントした。
- (7) 児童虐待摘発に関する警視庁まとめ (2010年8月発表)。
- (8) このように、犯罪報道は性に関する社会規範を強化することが推論されるが、この点についてはさらに検証が必要である。
- (9) キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークでは、加害者の匿名報道は、加害者の利益にしかならないことを確認している (第15回全国大会、2009年9月)。
- (10) 渋谷夫殺害遺体切断事件の裁判では、被疑者が夫からの暴力を主張していたが裁判の争点にならなかったためあまり報道されなかった。また、宮崎乳児虐待死事件の裁判では、乳児の死因は頭部打撲にもかかわらずアイロンを押しあてた虐待行為に裁判で焦点が当てられたため、その点に関する報道が多くなった。
- (11) 全国紙と地方紙の比較分析については、(財)アジア女性交流・研究フォーラム 2010年度客員研究員研究報告書 (2011年3月刊行予定) に詳しく述べる。
- (12) 2008年には加害者家族を支援する市民団体ワールドオープンハートが仙台を拠点に設立された。加害者家族も報道被害の被害者という点においては被害者支援と同様の状況にある人も多く、加害者側という意味でより深刻な被害を被る場合もある。加害者家族の支援はイギリス、アメリカに先進的な例がある。鈴木 (2010) に詳しい。
- (13) 浅野 (2009) は、20カ国以上の報道評議会を調査し、北欧諸国とニュージーランドが最もうまく機能していると述べる。
- 五十嵐二葉、1991、『犯罪報道』、岩波書店。
鎌田慧、2009、『橋の上の殺意』、平凡社。
北村朋子、2009、『DV被害者の中の殺意』、現代書館。
小玉美意子・中正樹・黄允一、1999、「雑誌における女性被害者報道の分析」『ソシオロジスト』第1号、1-38。
四方由美、1996、「社会面にみる女性の犯罪報道」『ジェンダーから見た新聞のうら・おもて』、現代書館。
——2006、「メディアにおける男女共同参画の推進～ジェンダーとコミュニケーションネットワーク～」『北京JAC第10回全国シンポジウム 北京+10～女性の人権の確立と脱軍事化・脱暴力～報告書』、106-108。
——2007、「犯罪報道は変化したか メディアが伝える女性被害者／女性被疑者」『宮崎公立大学人文学部紀要』第15巻、第1号、115-132。
杉山春、2004、『ネグレクト 育児放棄 真奈ちゃんは何で死んだか』、小学館。
鈴木伸元、2010、『加害者家族』、幻冬社新書。
橘由歩、2009、『身内の犯行』、新潮新書。
田間泰子、2001、『母性愛という制度 子殺しと中絶のポリティクス』、勁草書房。
内閣府男女共同参画局、2007、『男女共同参画白書 平成19年度版』、日経印刷。
中村祥一、1988、『犯罪とメディア文化』、有斐閣。
中山千夏ほか、1990、『女子高生コンクリート詰め殺人事件』、おんな通信社。
——1991、『報道のなかの女の人権』、おんな通信社。
村田泰子、2006、「ネグレクトとジェンダー 女親のシティズンシップという観点からの批判的考察」『児童虐待のポリティクス』、明石書店。
細井洋子・四方由美、1995、「女性犯罪の報道に関する一考察—規範を再生産するメディアという観点から—」『犯罪と非行』No. 103、24-41。
矢島正見、1991、「犯罪報道の社会的分析」『犯罪と非行』No. 90、38-55。

引用・参考文献

- 浅野健一、1984、『犯罪報道の犯罪』、学陽書房。
——2004、『新版 犯罪報道の犯罪』、新風舎。
——2009、『裁判員と「犯罪報道の犯罪」』、昭和堂。